改正後

目次

第一章　マンション管理適正化推進計画（第一条）
第一章の二　管理計画の認定等（第一条の二―第一条の十八）
第一章の三　マンション管理士（第一条の十九―第四十九条）
第一節　マンション管理士試験（第一条の十九―第二十四条）
第二節　マンション管理士の登録（第二十四条の二―第四十条）
第三節　マンション管理士の講習（第四十一条―第四十九条）
第二章　マンション管理業（第五十条―第九十三条）
第一節　マンション管理業の登録（第五十条―第六十条）
第二節　管理業務主任者の設置（第六十一条・第六十二条）
第三節　管理業務主任者試験（第六十三条―第六十七条）
第四節　管理業務主任者登録（第六十八条―第八十条）
第五節　マンション管理業務（第八十一条―第九十三条）
第三章　マンション管理適正化推進センター（第九十四条―第九十六条）
第四章　マンション管理業者の団体（第九十七条―第百条）
第五章　雑則（第百一条―第百六条）
附則

第一章　マンション管理適正化推進計画

（法第三条の二第三項の国土交通省令で定める期間）

第一条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」という。）第三条の二第三項の国土交通省令で定める期間は、二十年とする。

第一章の二　管理計画の認定等

（管理計画の認定の申請）

第一条の二　法第五条の三第一項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる書類その他計画作成都道府県知事等が必要と認める書類（第一条の十一を除き、以下「添付書類」と総称する。）を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

一　当該認定の申請を決議（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下この項、第八十二条第一号及び第八十五条第二号において「区分所有法」という。）第十八条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による決議をいう。以下この項において同じ。）した集会（区分所有法第三十四条（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による集会をいう。以下この項及び第一条の五第二号において同じ。）の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により規約（区分所有法第三十条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規約をいう。以下この項、第一条の五第四号及び第一条の九第四号において同じ。）で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより当該認定の申請をすることを証する書類）

二　長期修繕計画（マンションの修繕に関する長期の計画をいう。以下同じ。）の写し及び当該長期修繕計画の作成又は変更を決議した集会の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより当該長期修繕計画を作成し、又は変更したことを証する書類）

改正前

目次

第一章　マンション管理士（第一条―第四十九条）
第一節　マンション管理士試験（第一条―第二十四条）
第二節　マンション管理士の登録（第二十四条の二―第四十条）
第三節　マンション管理士の講習（第四十一条―第四十九条）
第二章　マンション管理業（第五十条―第九十三条）
第一節　マンション管理業の登録（第五十条―第六十条）
第二節　管理業務主任者の設置（第六十一条・第六十二条）
第三節　管理業務主任者試験（第六十三条―第六十七条）
第四節　管理業務主任者登録（第六十八条―第八十条）
第五節　マンション管理業務（第八十一条―第九十三条）
第三章　マンション管理適正化推進センター（第九十四条―第九十六条）
第四章　マンション管理業者の団体（第九十七条―第百条）
第五章　雑則（第百一条―第百四条）
附則

（新設）

（新設）

（新設）